

JIS

石油燃焼機器用油タンク

JIS S 3020 : 2006

(JHIA)

平成 18 年 3 月 25 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小川 昭二郎	お茶の水女子大学
(委員)	赤松 幹之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋庭 悦子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	天野 正喜	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	大熊 志津江	文化女子大学
	岡田 宏	社団法人繊維評価技術協議会
	長見 萬里野	財団法人日本消費者協会
	加藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会
	加藤 隆三	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	小熊 誠次	社団法人日本オフィス家具協会
	三枝 繁雄	財団法人製品安全協会
	櫻橋 晴雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐野 真理子	主婦連合会
	芝原 純	社団法人消費者関連専門家会議
	沼尻 禎二	財団法人家電製品協会
	長谷川 政章	株式会社西友
	星川 安之	財団法人共用品推進機構
	村田 政光	財団法人日本文化用品安全試験所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 44.11.1 改正：平成 18.3.25

官 報 公 示：平成 18.3.27

原 案 作 成 者：財団法人日本燃焼機器検査協会

(〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船 1751 TEL 0467-45-6315)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本燃焼機器検査協会 (JHIA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS S 3020** : 1994 は改正され、この規格に置き換えられる。

JIS S 3020 には、次に示す附属書がある。

附属書 (規定) 表面粗さ一定義及び表示

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 種類	1
4. 品質性能	1
5. 構造	2
5.1 一般構造	2
5.2 据置式の構造	4
5.3 壁掛式の構造	4
6. 外観	5
7. 材料	5
8. 加工方法	5
9. 試験方法	5
9.1 試験条件	5
9.2 耐油性試験	6
9.3 漏れ試験	6
9.4 さび止め試験	6
9.5 指示精度試験	7
9.6 操作性試験	8
9.7 耐凍結性試験	8
9.8 流出量試験	8
9.9 引張転倒試験	9
9.10 転倒油漏れ試験	10
9.11 耐荷重試験	10
9.12 耐振動試験	10
9.13 引張試験	10
9.14 落下油漏れ試験	11
9.15 耐散水性試験	11
9.16 構造	13
9.17 外観	13
9.18 材料	13
9.19 表示	13
10. 検査	13
10.1 型式検査	13
10.2 製品検査	13

11. 表示	14
11.1 定格表示	14
11.2 容量区分	14
11.3 取扱表示	14
11.4 送油バルブ, 給油口などの表示	14
11.5 油量計の表示	14
11.6 燃料名の表示	14
11.7 型式検査合格の表示	14
附属書 (規定) 表面粗さ - 定義及び表示	16
解 説	19

白 紙

石油燃焼機器用油タンク

Oil tanks for oil burning appliances

序文 石油燃焼機器用油タンクの品質確保、安全性確保、規格運用上及び取引の公正単純化の見地から、1969年に JIS S 3020 が制定された。

1. 適用範囲 この規格は、主として灯油⁽¹⁾を燃料とする石油燃焼機器の燃料供給に用いる油タンク内容積⁽²⁾の 90 %の容量が 200 L 未満のもので、石油燃焼機器本体と分離して使用する据置式及び壁掛式の油タンク（以下、油タンクという。）について規定する。

注⁽¹⁾ 灯油とは、JIS K 2203 に規定する 1 号灯油をいう。

注⁽²⁾ 油タンク内容積とは、油タンクを水平にして灯油を入れ、そのときに灯油があふれるまでの量をいう。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0202 管用平行ねじ

JIS G 3141 冷間圧延鋼板及び鋼帯

JIS K 2201 工業ガソリン

JIS K 2203 灯油

JIS R 3503 化学分析用ガラス器具

JIS S 3022 石油燃焼機器用ゴム製送油管

JIS S 3028 石油燃焼機器用銅製送油管

JIS Z 1522 セロハン粘着テープ

JIS Z 2371 塩水噴霧試験方法

JIS Z 8305 活字の基準寸法

3. 種類 油タンクの種類は、設置方法によって、表 1 のとおりとする。

表 1 種類

種類		設置方式	油タンク内容積の 90 %の容量 L
据置式	屋内用	脚を設け屋内の床面に設置するもの	200 未満
	屋外用	脚を設け屋外に設置するもの	
壁掛式	屋内用	取付金具類によって屋内の壁面に設置するもの	15 未満
	屋外用	取付金具類によって屋外の壁面に設置するもの	

4. 品質性能 油タンクの品質性能は、9. によって試験したとき、表 2 の規定を満足しなければならない。